

徳島市障害福祉計画 (案)

(第6期 令和3年度～5年度)

令和3年3月
徳島市

目次

第1章 総論	1
1 計画策定の基本的考え方	1
1-1 計画策定の背景・目的	1
1-2 計画の性格	2
1-3 障害者計画と障害福祉計画の一体性確保	3
1-4 各種計画との連携	3
1-5 計画の期間	3
1-6 計画の進行管理	3
2 計画の策定体制と策定方法	4
2-1 計画の策定体制	4
2-2 計画の策定方法	4
3 障害者の現状	5
3-1 身体障害者の現状	5
3-2 知的障害者の現状	8
3-3 精神障害者の現状	10
3-4 難病患者の現状	11
3-5 障害福祉サービス受給者の現状	12
3-6 障害児通所支援受給者の現状	14
第2章 障害福祉計画	15
1 基本的事項	15
1-1 第6期計画策定の趣旨	15
1-2 基本理念	16
1-3 障害福祉サービス等の体系	17
1-4 基本方針	19
2 令和5年度の目標値の設定	20
2-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	20
2-2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	21
2-3 福祉施設から一般就労への移行	22
2-4 障害児支援の提供体制の整備	27
2-5 相談支援体制の充実・強化	33
2-6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	35
3 障害福祉サービス・相談支援等	37
3-1 訪問系サービス	37
3-2 日中活動系サービス	38
3-3 居住系サービス	47
3-4 地域生活支援拠点等	51
3-5 相談支援	52

4	障害児通所支援等.....	55
4-1	障害児通所支援.....	55
4-2	障害児相談支援.....	61
5	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	62
5-1	保健、医療及び福祉関係者による協議の場.....	62
5-2	精神障害者に係る居住系サービス等.....	65
6	地域生活支援事業.....	69
6-1	必須事業.....	69
6-2	任意事業.....	79
第3章	資料編.....	86
1	策定体制.....	86
2	策定経過.....	87
3	徳島市障害福祉計画策定委員会.....	88
3-1	設置要綱.....	88
3-2	委員名簿.....	89
4	徳島市障害者自立支援協議会.....	90
4-1	設置要綱.....	90
4-2	委員名簿.....	92
5	「徳島市障害福祉計画の見直しに係るアンケート調査」の概要.....	93

1 計画策定の基本的考え方

1-1 計画策定の背景・目的

近年、わが国では、人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、情報化・グローバル化の進展など、社会構造が急激に変化しております。

このような中、障害者に関わる環境や法制度についても大きな転換期を迎えています。

国においては、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）批准に向けて、必要な国内法の整備や障害者制度の集中的な改革を進め、平成23年8月には「障害者基本法」を改正し、平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、平成25年4月には「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正し障害者の範囲に難病等が追加されました。これらの法整備を受け、平成26年1月に障害者権利条約を締結（批准）しました。

さらには、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、同年5月に「障害者総合支援法」が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、「児童福祉法」の改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月から全面施行されています。

一方、本市では、障害のある人も障害のない人も普通に生活し活動できる社会と地域の中で、その人らしく自立した生活ができるようなサービスが提供されるまちづくりを目指して、様々な施策を展開してきました。しかしながら、障害者権利条約や障害者差別解消法を踏まえ、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害者への合理的な配慮の提供が求められるなど、新たな課題にも取り組む必要があります。

こうした障害者を取り巻く環境の変化の中で、平成30年3月に策定した「徳島市障害福祉計画（第5期）」の見直し時期を迎えました。

本計画は、計画策定後の国の障害者施策の動向の変化、障害者のニーズの変化等を踏まえるとともに、「徳島市総合計画 2021（案）」における市政運営の中で、ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念として、共生社会の実現に向けて、新たな「徳島市障害福祉計画（第6期）」を策定するものです。

1-2 計画の性格

「徳島市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、本市における障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的事項を定めるものであり、今後の障害者施策について、福祉、保健・医療、教育・療育、就労、生活環境など、総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

「徳島市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、本市における障害福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるよう定めるものです。

また、平成30年4月に施行した障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、地方自治体において「障害児福祉計画」の策定が義務づけられましたが、本市では、「障害児福祉計画」を「障害福祉計画」と一体のものとして策定しています。

徳島市総合計画 2021(案)

徳島市障害者計画

障害のある人にかかわる施策の基本方向を分野ごとに明らかにし、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

徳島市障害福祉計画

障害福祉サービス及び障害児支援等の実施内容と必要な量の見込みを定め、令和5年度までの目標量、見込量の確保のための方策等を明らかにすることを目的としています。

○令和5年度の目標値の設定

- ◇福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - ◇地域生活支援拠点等が有する機能の充実
 - ◇福祉施設から一般就労への移行
 - ◇障害児支援の提供体制の整備
 - ◇相談支援体制の充実・強化
 - ◇障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 障害福祉サービス・相談支援等
 - 障害児通所支援等
 - 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - 地域生活支援事業（必須事業、任意事業）

1-3 障害者計画と障害福祉計画の一体性確保

「障害者計画」は障害者基本法、また「障害福祉計画」は障害者総合支援法と法的根拠は異なりますが、「障害者計画」は本市の障害者施策のマスタープラン（基本計画）としての機能を果たす計画であり、一方「障害福祉計画」は、「障害者計画」の中の生活支援における障害福祉サービス等に関する“3年間の実施計画”として位置づけられます。

このため、「障害者計画」と「障害福祉計画」は一体性が確保される必要があります。

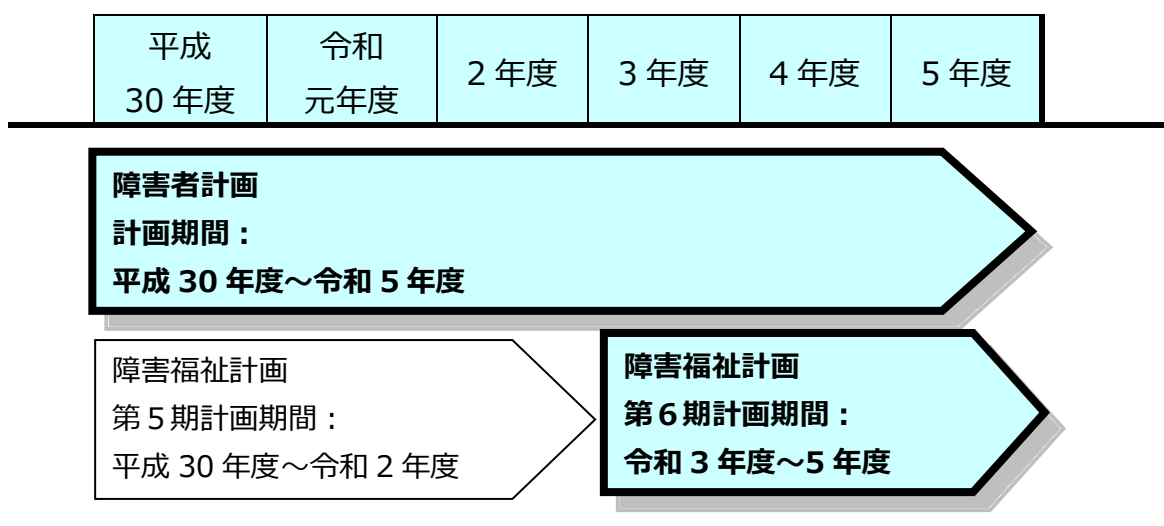
1-4 各種計画との連携

計画の策定にあたっては、「徳島市総合計画 2021（案）」をはじめ、他の関連計画との連携を図り、調和を保つものとします。

また、国の「障害者基本計画」や、県の「徳島県障がい者施策基本計画」、「徳島県障がい福祉計画」と整合性を図りながら推進します。

1-5 計画の期間

「障害者計画」と「障害福祉計画」の一体性を確保し、整合性を図るため、新たな「障害福祉計画（第6期）」は令和3年度から令和5年度までの3か年計画とします。



1-6 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、事業の調査・分析・評価を定期的に行い、「徳島市障害者自立支援協議会」において、中間評価を行うなど、計画の適切な進行管理を行うとともに、その結果を今後の計画推進に反映します。

2 計画の策定体制と策定方法

2-1 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「徳島市障害者自立支援協議会」を開催し、幅広い意見の反映に努めるとともに、庁内策定体制として「徳島市障害福祉計画策定委員会」を設置し、計画に盛り込む施策、サービス見込量等について検討を行いました。

2-2 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、障害者のニーズを把握するとともに、障害福祉サービスなどの計画的な基盤整備を進めるため、障害者及び市民を対象としたアンケート調査やパブリックコメントを実施し、障害者に関する資料・データを整理分析し、計画策定の基礎資料としました。

3 障害者の現状

3-1 身体障害者の現状

(1) 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

令和2年度の身体障害者手帳の所持者数は9,751人で、平成27年度からの5年間で327人（3.2%）減少しており、減少傾向となっています。

障害の等級別にみると、1級と2級をあわせた重度が半数近くを占めています。

■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

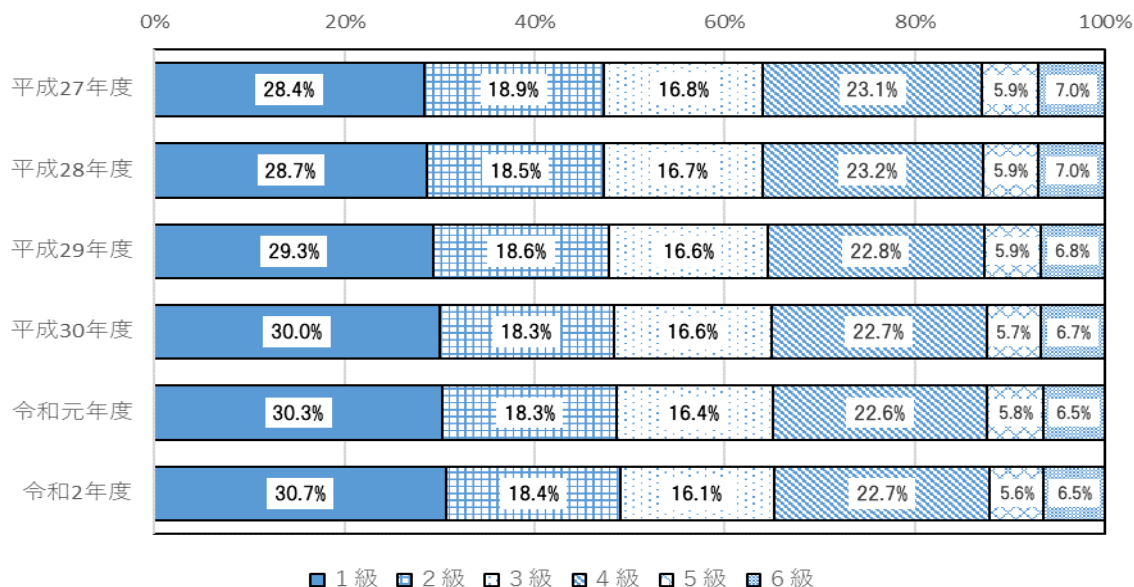
（単位：人）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	指数
1 級	2,859	2,866	2,932	2,953	2,968	2,992	105
2 級	1,902	1,852	1,857	1,804	1,792	1,790	94
3 級	1,690	1,670	1,664	1,633	1,608	1,571	93
4 級	2,327	2,314	2,284	2,232	2,215	2,218	95
5 級	593	588	592	564	570	548	92
6 級	707	697	678	664	639	632	89
合 計	10,078	9,987	10,007	9,850	9,792	9,751	97

(注) 1 各年度4月1日現在

2 指数は平成27年度を100とした場合の令和2年度の値

■身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移



(2) 身体障害者手帳所持者数（部別）の推移

障害の種類別にみると、「肢体不自由」の占める割合が46.9%と最も大きく、次いで、「内部障害」（32.9%）、「聴覚・平衡機能障害」（11.3%）、「視覚障害」（8.1%）、「音声・言語・そしゃく機能障害」（0.8%）と続いています。

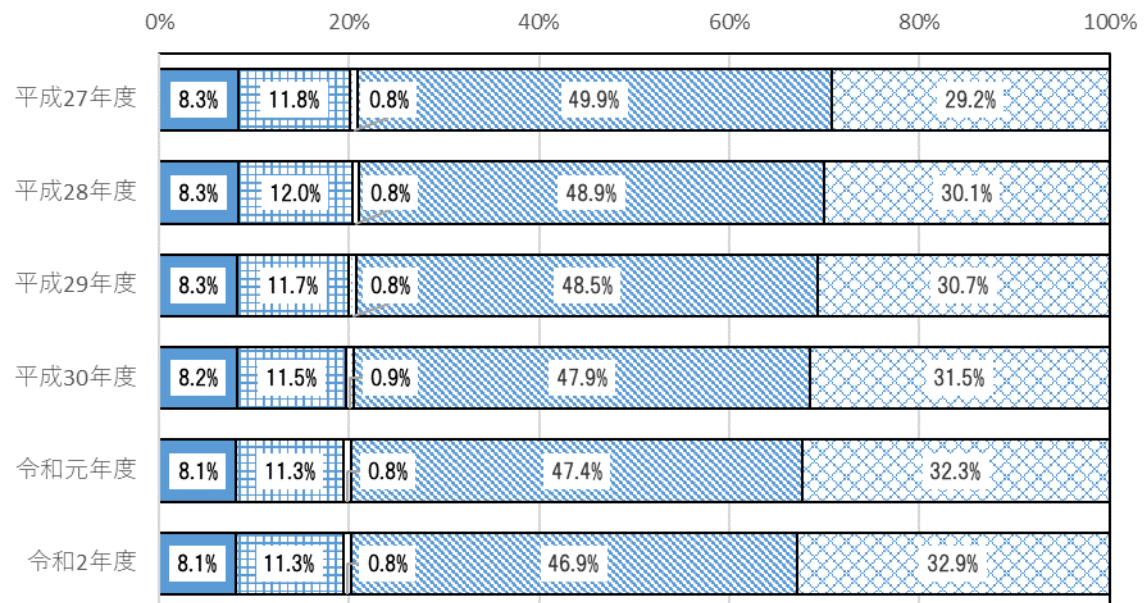
■身体障害者手帳所持者数（部別）の推移

（単位：人）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	指数
視覚障害	839	830	829	807	791	785	94
聴覚・平衡機能障害	1,187	1,198	1,171	1,133	1,111	1,105	93
音声・言語・そしゃく 機能障害	81	75	84	84	80	80	99
肢体不自由	5,024	4,882	4,854	4,722	4,645	4,574	91
内部障害	2,947	3,002	3,069	3,104	3,165	3,207	109
合 計	10,078	9,987	10,007	9,850	9,792	9,751	97

- (注) 1 各年度4月1日現在
2 指数は平成27年度を100とした場合の令和2年度の値

■身体障害者手帳所持者の部別構成比の推移



■視覚障害 ■聴覚・平衡機能障害 ■音声・言語・そしゃく機能障害 ■肢体不自由 ■内部障害

(3) 身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移

平成27年度から令和2年度までの5年間で、身体障害児（18歳未満）は161人から15人（9.3%）減少しています。また、身体障害者（18歳以上）も9,917人から312人（3.1%）減少しています。

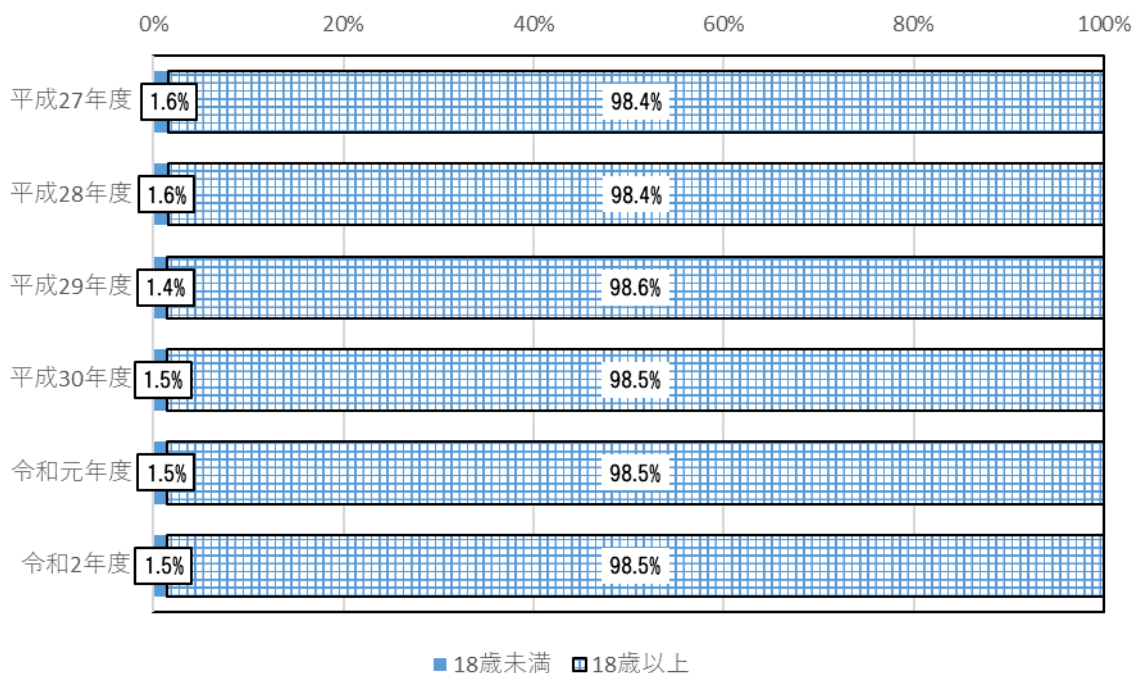
■身体障害者手帳所持者（年齢別）の推移

（単位：人）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	指数
18歳未満	161	158	145	145	145	146	91
18歳以上	9,917	9,829	9,862	9,705	9,647	9,605	97
合計	10,078	9,987	10,007	9,850	9,792	9,751	97

- (注) 1 各年度4月1日現在
2 指数は平成27年度を100とした場合の令和2年度の値

■身体障害者手帳所持者の年齢別構成比の推移



3-2 知的障害者の現状

(1) 療育手帳所持者数（程度別）の推移

令和2年度の療育手帳の所持者数は2,513人で、平成27年度からの5年間で351人（16.2%）増加しています。

障害の程度別にみると、A（重度）とB（中軽度）ともに人数は増加傾向にあり、特にB（中軽度）は平成27年度からの5年間で304人（26.3%）増加しています。

■療育手帳所持者数（程度別）の推移

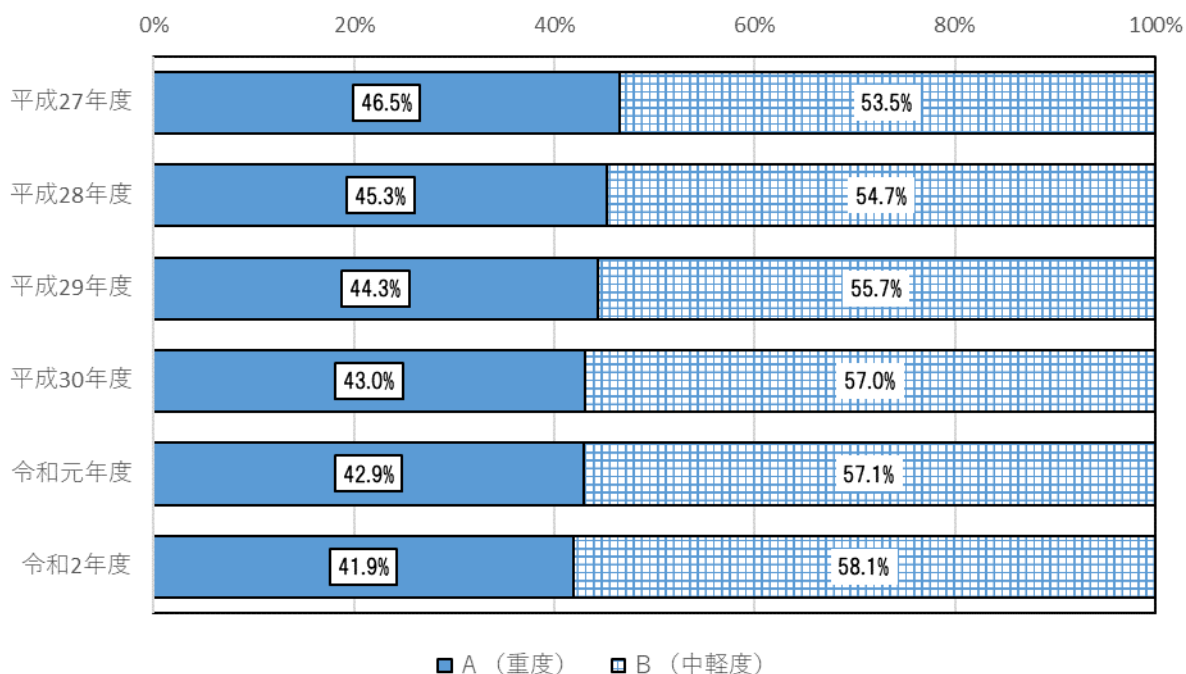
（単位：人）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	指数
A（重度）	1,005	1,029	1,062	1,061	1,044	1,052	105
B（中軽度）	1,157	1,243	1,335	1,404	1,388	1,461	126
合計	2,162	2,272	2,397	2,465	2,432	2,513	116

（注） 1 各年度4月1日現在

2 指数は平成27年度を100とした場合の令和2年度の値

■療育手帳所持者の程度別構成比の推移



(2) 療育手帳所持者数（年齢別）の推移

平成27年度から令和2年度までの5年間で、知的障害児（18歳未満）は564人から29人（5.1%）減少しています。また、知的障害者（18歳以上）は1,598人から380人（23.8%）増加しています。

■療育手帳所持者数（年齢別）の推移

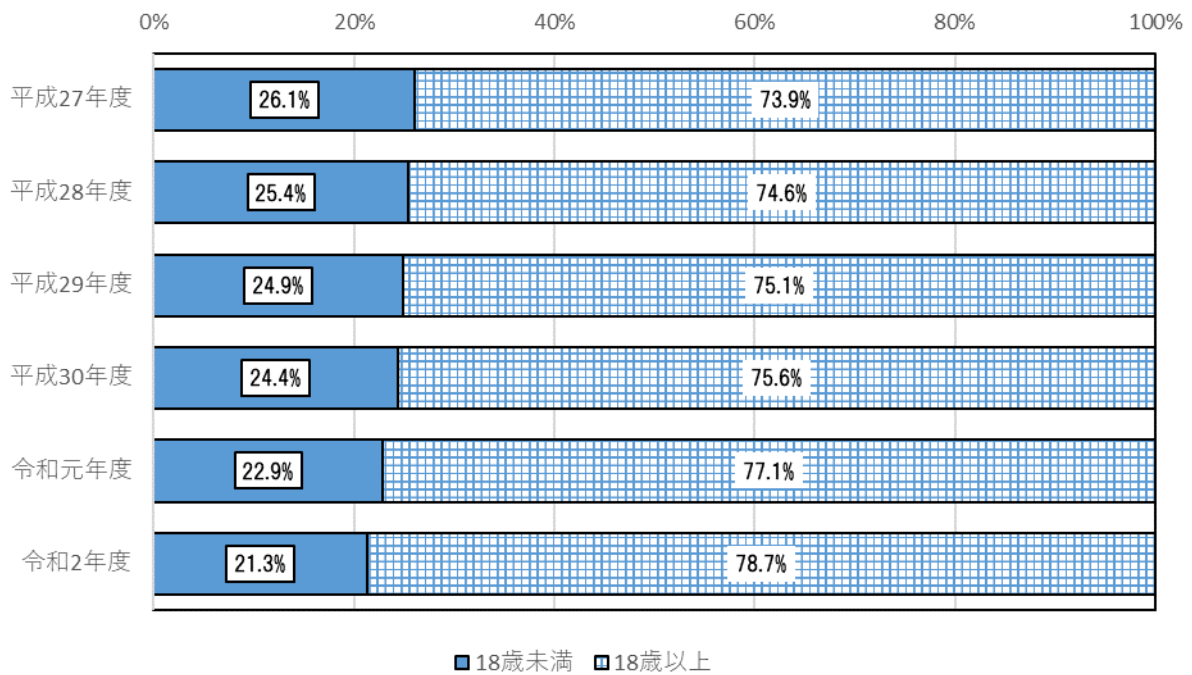
（単位：人）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	指数
18歳未満	564	578	597	601	556	535	95
18歳以上	1,598	1,694	1,800	1,864	1,876	1,978	124
合計	2,162	2,272	2,397	2,465	2,432	2,513	116

（注） 1 各年度4月1日現在

2 指数は平成27年度を100とした場合の令和2年度の値

■療育手帳所持者の年齢別構成比の推移



3-3 精神障害者の現状

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

令和2年度の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は2,231人で、平成27年度からの5年間で647人（40.8%）増加しています。

障害の等級別にみると、3級の軽度者の増加率が高いものとなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

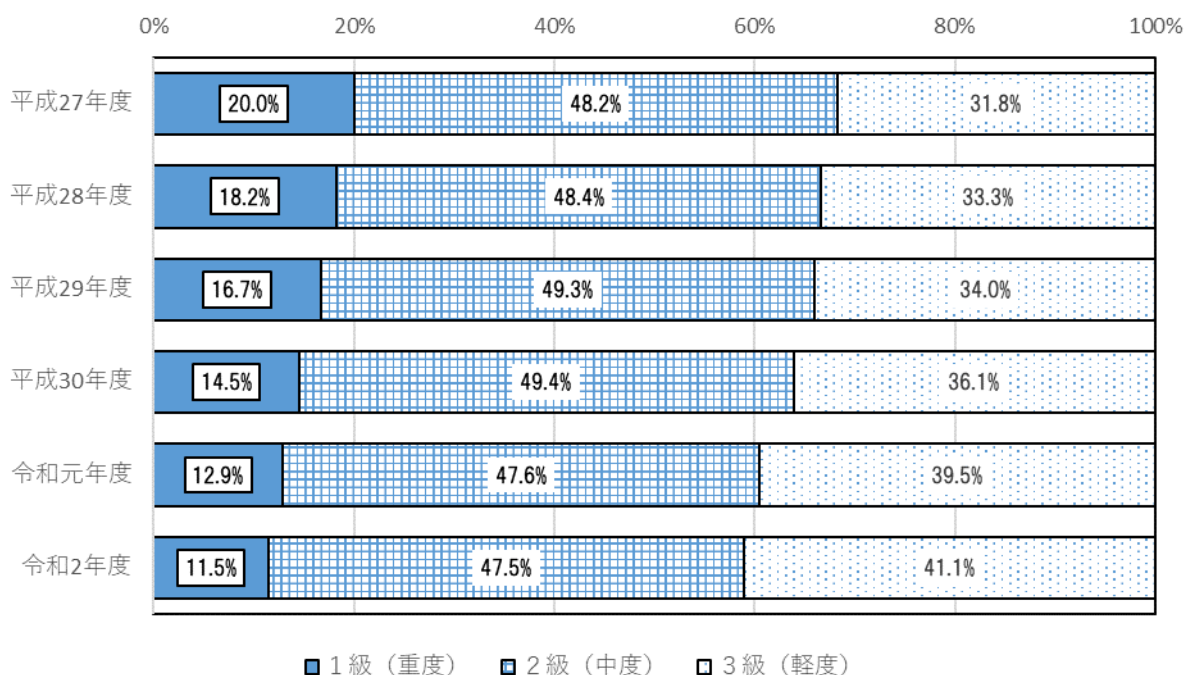
（単位：人）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	指数
1級（重度）	317	321	309	283	271	256	81
2級（中度）	764	853	915	965	1,000	1,059	139
3級（軽度）	503	587	631	706	830	916	182
合計	1,584	1,761	1,855	1,954	2,101	2,231	141

（注） 1 各年度4月1日現在

2 指数は平成27年度を100とした場合の令和2年度の値

■精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成比の推移



3-4 難病患者の現状

(1) 難病患者（特定疾患）医療給付対象者数の推移

令和2年度の難病患者（特定疾患）医療給付対象者数は2,243人で、平成27年度からの5年間で310人（16.0%）増加しています。

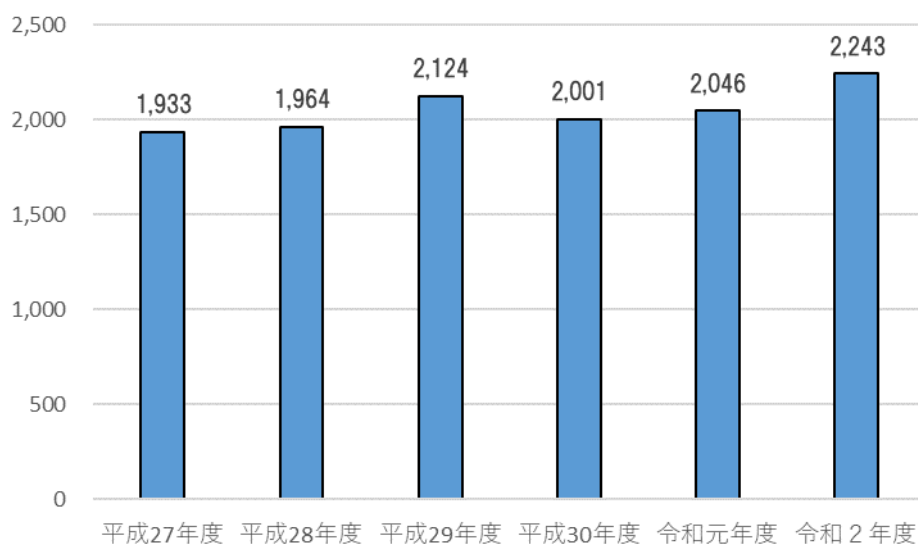
■難病患者（特定疾患）医療給付対象者数の推移

（単位：人）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	指数
医療給付対象者数	1,933	1,964	2,124	2,001	2,046	2,243	116

(注) 1 各年度4月1日現在

2 指数は平成27年度を100とした場合の令和2年度の値



3-5 障害福祉サービス受給者の現状

(1) 障害福祉サービス受給者数（障害者・障害児）の推移

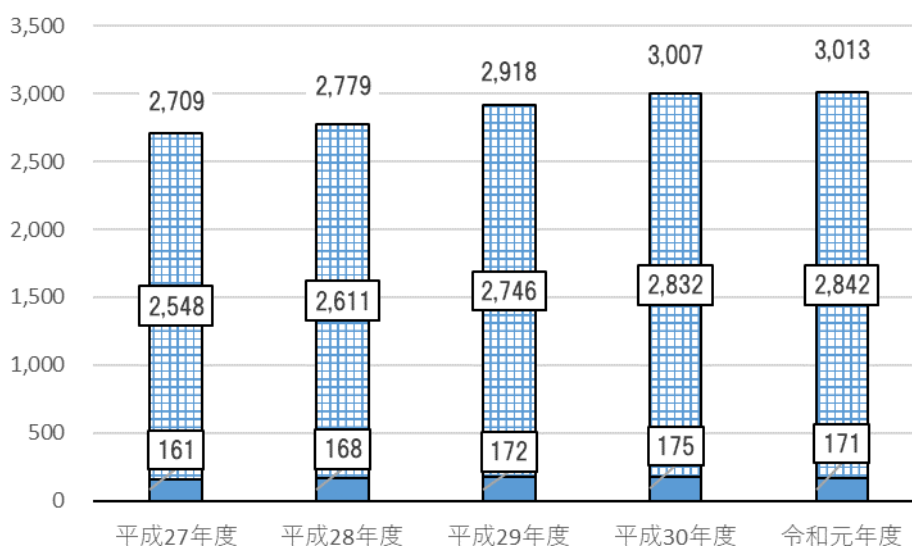
令和元年度の障害福祉サービス受給者数は 3,013 人で、平成 27 年度からの 4 年間で、障害児（18 歳未満）は 10 人（6.2%）増加しており、障害者（18 歳以上）は 294 人（11.5%）増加しています。

■障害福祉サービス受給者数（障害者・障害児）の推移

（単位：人）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	指数
障害児（18 歳未満）	161	168	172	175	171	106
障害者（18 歳以上）	2,548	2,611	2,746	2,832	2,842	112
合計	2,709	2,779	2,918	3,007	3,013	111

- （注） 1 各年度 3 月 31 日現在
2 指数は平成 27 年度を 100 とした場合の令和元年度の値



(2) 障害福祉サービス利用者数の推移

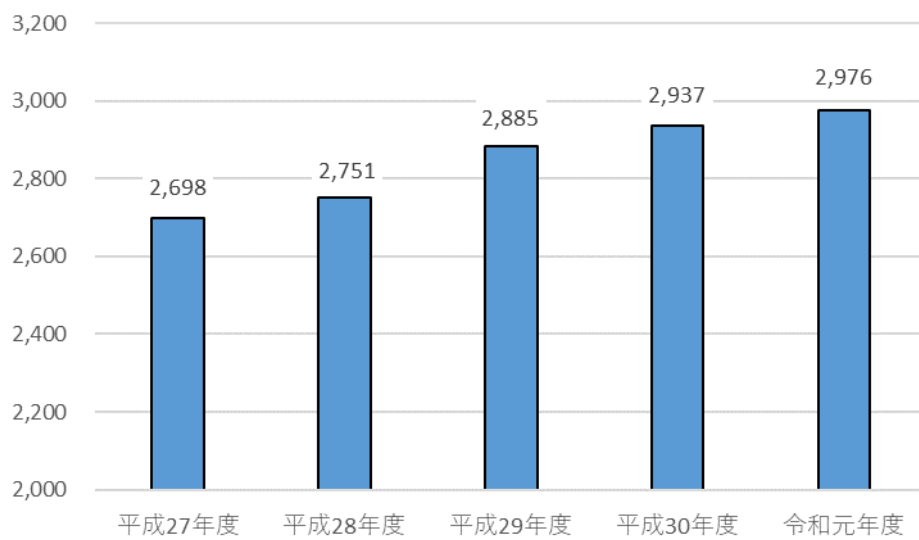
令和元年度の障害福祉サービス利用者数は2,976人で、平成27年度からの4年間で、278人(10.3%)増加しています。

■障害福祉サービス利用者数の推移

(単位：人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	指数
実利用者数	2,698	2,751	2,885	2,937	2,976	110

- (注) 1 各年度4月～3月請求実績より算出
2 指数は平成27年度を100とした場合の令和元年度の値



3-6 障害児通所支援受給者の現状

(1) 障害児通所支援受給者数の推移

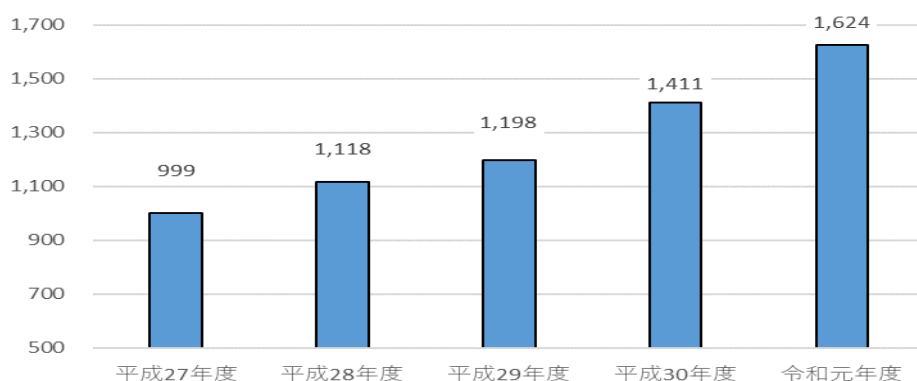
令和元年度の障害児通所支援受給者数は1,624人で、平成27年度からの4年間で、625人(62.6%)増加しています。

■障害児通所支援受給者数の推移

(単位：人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	指数
受給者数	999	1,118	1,198	1,411	1,624	163

- (注) 1 各年度3月31日現在
2 指数は平成27年度を100とした場合の令和元年度の値



(2) 障害児通所支援利用者数の推移

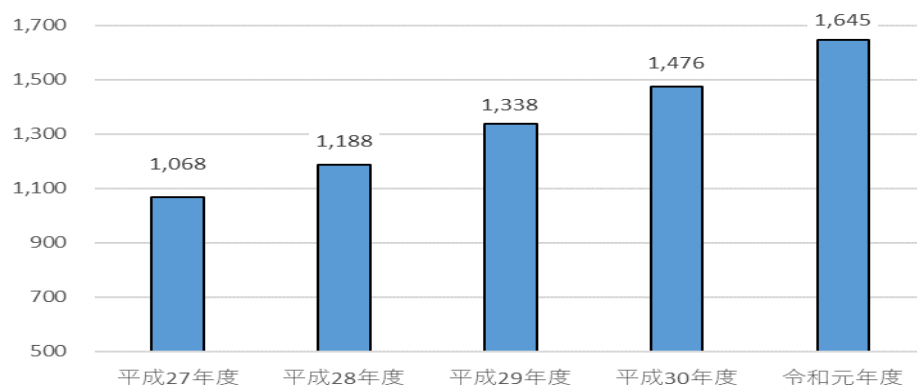
令和元年度の障害児通所支援利用者数は1,645人で、平成27年度からの4年間で、577人(54.0%)増加しています。

■障害児通所支援利用者数の推移

(単位：人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	指数
実利用者数	1,068	1,188	1,338	1,476	1,645	154

- (注) 1 各年度4月～3月請求実績より算出
2 指数は平成27年度を100とした場合の令和元年度の値



第2章 障害福祉計画

1 基本的事項

1-1 第6期計画策定の趣旨

障害者総合支援法では、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、都道府県及び市町村に障害福祉計画の策定を義務づけています。

本市では、平成18年度に「徳島市障害福祉計画（第1期：平成18年度～平成20年度）」を策定以降、3年ごとに障害福祉計画を策定し、障害福祉サービス等の一元的な実施主体として計画的にサービス提供を推進してきました。

平成25年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直しや障害者等に対する支援の拡充を行うこととなりました。また、障害福祉計画については、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講じることが法律上明記し、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとされております。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害児支援ニーズの多様化に対応すべく、提供体制の整備等の改正が行われ、平成30年に全面施行されました。

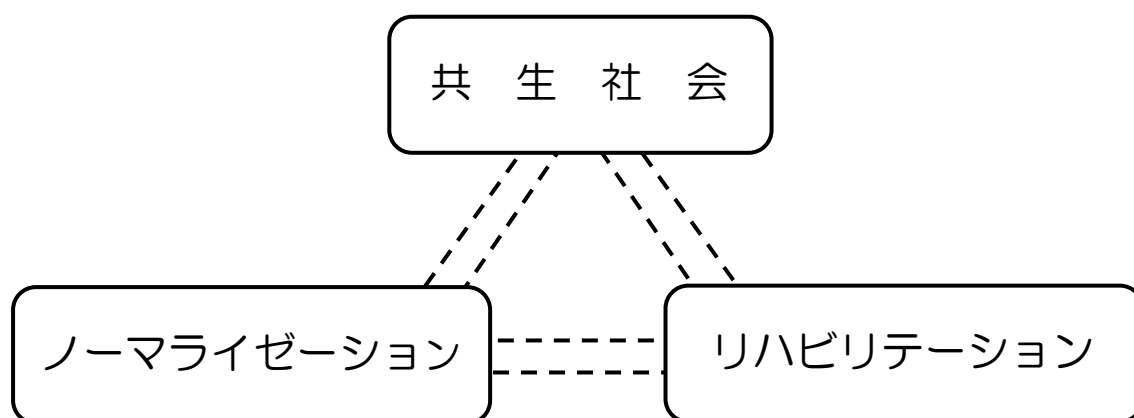
本市では、平成30年3月に策定された徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画（第5期）に基づき、障害者施策やサービス提供の推進を図ってきましたが、徳島市障害福祉計画（第5期）が令和2年度で計画期間の終了、見直し時期を迎えたこと等から、国の障害者施策の動向の変化、障害者ニーズの変化等へ対応できるよう徳島市障害福祉計画（第6期）を策定します。

なお、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、地方自治体において「障害児計画」の策定が義務付けられましたが、本市では、「障害児福祉計画」を「障害福祉計画」と一体のものとして策定することとしています。

1-2 基本理念

本市では、平成4年3月に策定された「徳島市障害福祉行動計画」以降、「その人の障害がどのようなものであろうとも、人間の尊厳はいささかも損なわれるものではなく、その人格と生命は最大限に尊重されなければならない。また、障害者が家族と共に地域社会の中に包括され、障害のあるなしにかかわらず、すべての人が“ともに生きる”社会の形成ということが、障害者福祉のあり方の基本である。」との考え方を基調とし、国、県の計画の基本的考え方の整合性を図り、「ノーマライゼーション」と、「リハビリテーション」を基本理念として障害者福祉を推進してきました。

新たな計画を策定するにあたって、こうした趣旨を継承するとともに、障害者基本法の理念を踏まえ、だれもが「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指します。



ノーマライゼーション

障害者や高齢者等社会参加に制約がある人々も当然に包含するものが、通常の社会であるとの認識をさらに浸透させ、そのままのあるがままを、お互いに認め合い、支え合いながら、すべての人が同等の権利を享受し生活できるノーマライゼーションの社会の実現を目指します。

リハビリテーション

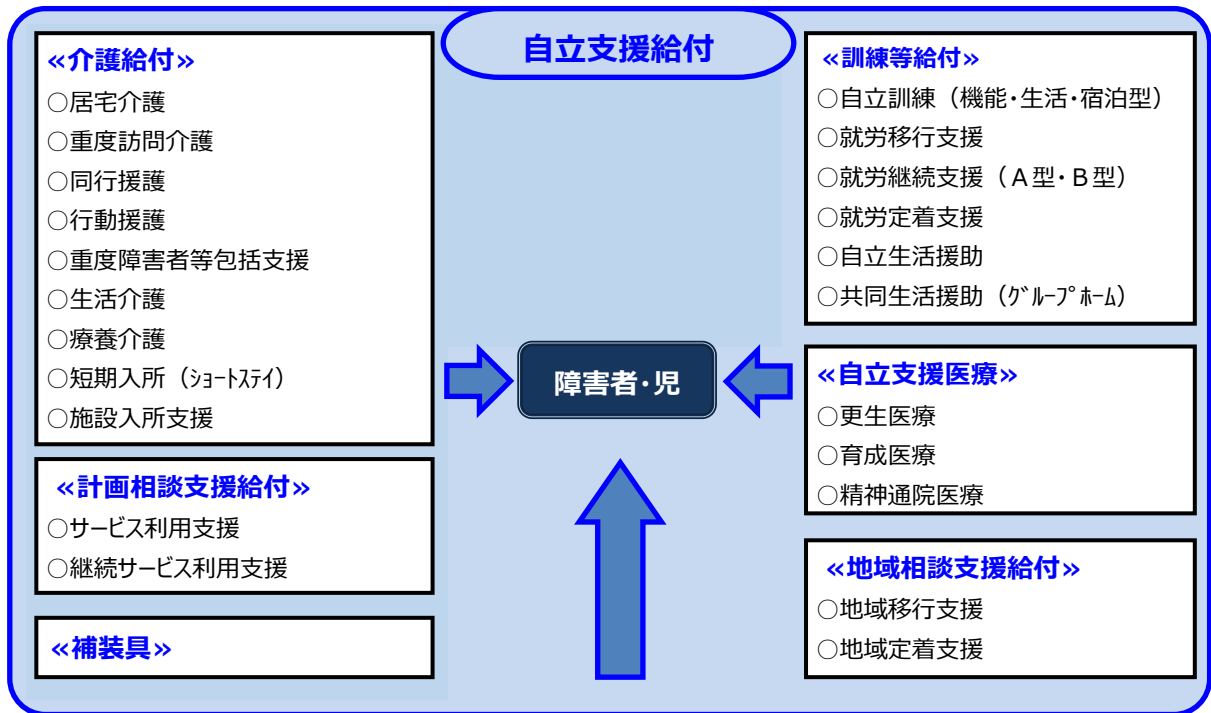
障害者が、残された力を最大限に活かし、障害を補う力を身につけ、自立した生活を送れるよう、身体的機能の回復・維持のための医学的リハビリテーションにとどまらず、心理的、社会的分野など、様々な分野のリハビリテーションをさらに充実し、障害者が、基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重され、その人らしく生きられるよう全人間的復権を図ります。

1-3 障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法による障害福祉サービス等の体系は、個々の障害者の障害程度や生活の実情等を踏まえて、個別に支給決定が行われる障害福祉サービスと市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業で構成されています。障害者総合支援法による障害福祉サービス等の体系とは別に、障害児に対しては、児童福祉法に基づく、障害児通所支援・障害児入所支援があります。

※次ページに体系図を掲載

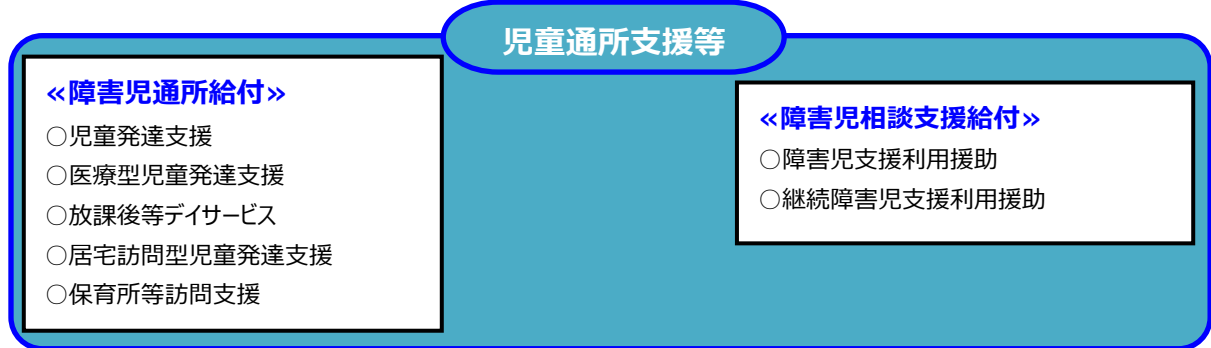
「障害者総合支援法」(障害者・障害児)



地域生活支援事業

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 理解促進研修・啓発事業 ○ 相談支援事業 ○ 成年後見制度利用支援事業 ○ 意思疎通支援事業 ○ 日常生活用具給付等事業 ○ 手話奉仕員養成研修事業 ○ 移動支援事業 ○ 地域活動支援センター事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉ホームの運営事業 ○ 日中一時支援事業 ○ 障害者スポーツ大会 ○ 障害者福祉展 ○ 自動車改造助成事業 ○ 障害者虐待防止対策支援事業 ○ 身体障害者訪問入浴サービス事業 等 |
|---|--|

「児童福祉法」(障害児)



1-4 基本方針

障害福祉サービス等の提供体制の確保にあたっては、障害者計画の基本理念及び基本課題を踏まえ、数値目標を設定し、計画的な整備を行うため、次の7点を基本方針とします。

(1) 訪問系サービスの充実

障害者が必要とする訪問系サービスが必要に応じて、計画的に提供されるよう、提供体制の確保を目指します。

(2) 日中活動系サービスの充実

利用を希望する障害者に、適切な介護、創作的活動、生産活動等の機会が提供されるよう、日中活動系サービスの提供体制の確保を目指します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

(4) 地域生活支援拠点等の機能の充実

地域生活支援拠点等の整備として、令和2年度に徳島市地域生活支援拠点事業を開始しました。今後も事業を継続するとともに徳島市障害者自立支援協議会等で運営状況を検証、検討します。

(5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

(6) 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、研修の実施及び啓発、相談機関及び医療機関並びに自助グループ等の当事者団体を活用した支援体制の整備を目指します。

(7) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実、主に重度心身障害児等を支援する事業所の確保など、障害児及びその家族に対する地域支援体制を整備するため、保健、医療、福祉、教育等関係機関によるネットワークの構築を推進します。

《令和2年度実績値について》

各サービス等における令和2年度の実績値については、すでに令和2年度において実績が確定したものを除き、令和2年度における見込みに基づいた数値を記載しています。

2 令和5年度の目標値の設定

2-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者について、グループホーム・一般住宅等への移行を推進し、令和5年度末における地域生活に移行する人の目標値を次のとおり設定します。

[目標値]

- 令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末の施設入所者数と比べて、7人（1.6%以上）削減することを目指します。
- 令和2年度から令和5年度までの累計で、24人（令和元年度末の施設入所者の6%）が地域生活に移行することを目指します。

項目	数値	備考
令和元年度末の施設入所者数 (A)	400人	
令和5年度末の施設入所者数 (B)	393人	
[目標値] 施設入所者数の削減見込み (A)-(B)	7人 (1.75%)	差引減少見込数
[目標値] 地域生活移行者数	24人 (6%)	令和2年度から令和5年度までの間に、地域生活に移行する人の目標値

【目標値設定の考え方】

施設入所者のグループホーム・一般住宅等への移行を推進するとともに、施設に入所して支援を受けることが真に必要とされている新規利用者などへのサービス提供を確保することから、施設入所者数の削減を令和元年度末と比べて、1.6%以上削減することを基本として決めました。

2-2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害者の地域生活を支援する機能の集約を図る地域生活支援拠点等について、次のとおり検証・検討し、さらなる機能の充実を行います。

[目標値]

- 令和5年度までに、地域生活支援拠点等について、さらなる機能の充実のため運営状況を検証、検討する場を確保します。

項目	数値	備考
令和元年度における地域生活支援拠点数	0	
[目標値] 令和5年度における地域生活支援拠点数	1	令和2年度に徳島市地域生活支援拠点事業として整備
[目標値] 運用状況の検証及び検討の実施	2回/年	事業を実施する事業所の運用状況の検証及び検討を実施する回数

【目標値設定の考え方】

令和2年度に「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「地域の体制づくり」を中心とした「徳島市地域生活支援拠点事業」を整備しました。整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討を行う必要があるという考えに基づき、目標値として決めました。

2-3 福祉施設から一般就労への移行

(1) 一般就労移行者数

就労を希望する障害者が、就労移行支援や就労継続支援等その障害の特性に応じた支援を受けて、一般就労へ移行する人の目標値を次のとおり設定します。

[目標値]

- 令和5年度において、福祉施設を退所し、一般就労へ移行する人の数を17人（令和元年度実績の1.27倍以上）とすることを目指します。

項目	数値	備考
令和元年度の 年間一般就労移行者数 (就労移行支援事業)	8人	令和元年度において、福祉施設を退所し、一般就労に移行した人数の実績
令和元年度の 年間一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	3人	
令和元年度の 年間一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	1人	
[目標値] 令和5年度の一般就労移行者数 (就労移行支援事業)	11人 (1.375倍)	令和5年度において、福祉施設を退所し、一般就労に移行する人の目標数
[目標値] 令和5年度の一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	4人 (1.33倍)	
[目標値] 令和5年度の一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	2人 (2倍)	

【目標値設定の考え方】

就労移行支援事業・就労継続支援事業等の支援の提供に加え、雇用・労働等関係機関と連携し、福祉施設利用者の一般就労への移行を促進する一方、過去の実績を踏まえ、令和5年度において、一般就労移行者数を令和元年度の一般就労移行者数の1.27倍以上とすることを目標として決めました。

(2) 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の推進を図るため、令和5年度末における就労移行支援事業利用者について、目標値を次のとおり設定します。

[目標値]

- 令和5年度において、就労移行支援事業を利用する人の数を103人(令和元年度末の就労移行支援事業の利用者数の1.47倍)とすることを目指します。

項目	数値	備考
令和元年度末の 就労移行支援事業利用者数	70人	
[目標値] 令和5年度の就労移行支援事業の 利用者数	103人 (1.47倍)	

【目標値設定の考え方】

就労移行支援事業の利用者数の見込みから目標値を定めました。

(3) 就労定着支援1年後の就労定着率

就労移行支援事業等を利用した障害者が一般就労へ移行してからの就労定着を推進するため、就労定着支援の定着率に関する数値目標を設定します。

[数値目標]

●令和5年度において、就労定着支援事業による支援開始後1年後の職場定着率を75%とすることを目標とします。

項目	数値	備考
[目標値] 令和5年度の就労定着支援事業による支援開始後1年後の職場定着率	75%	

【目標値設定の考え方】

就労移行支援事業等を利用した障害者の就労定着をさらに推進していくことを基本として、目標値を定めました。

(4) 就労定着支援の利用者数

就労移行支援事業等を利用した障害者が一般就労へ移行してからの就労定着を推進するため、就労定着支援事業の利用者数に関する数値目標を設定します。

[数値目標]

●令和5年度において、一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者を70%以上とすることを目標とします。

項目	数値	備考
[目標値] 令和5年度の一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業利用率	70%	

【目標値設定の考え方】

就労移行支援事業等を利用した障害者の就労定着をさらに推進していくことを基本として、目標値を定めました。

(5) 就労定着支援事業所の就労定着率

就労移行支援事業等を利用した障害者が一般就労へ移行してからの就労定着を推進するため、就労定着支援事業所の定着率に関する数値目標を設定します。

[数値目標]

●令和5年度において、就労定着支援事業所のうち就労定着率が80%以上の事業所を70%とすることを目標とします。

項目	数値	備考
[目標値] 令和5年度の就労定着支援事業所の就労定着率が80%以上の事業所数率	70%	

【目標値設定の考え方】

就労移行支援事業等を利用した障害者の就労定着をさらに推進していくことを基本として、目標値を定めました。

2-4 障害児支援の提供体制の整備

(1) 児童発達支援センターの整備

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターの設置に関する数値目標を設定します。

[数値目標]

●令和5年度において、児童発達支援センターの設置を行う事業所数のさらなる整備を目指します。

項目	数値	備考
令和元年度末の児童発達支援センターの設置数	5箇所	
[目標値] 令和5年度末の児童発達支援センターの設置数	7箇所	

【目標値設定の考え方】

令和元年度までの児童発達支援センターの設置数の状況を踏まえ、令和5年度末において、児童発達支援センターをさらに整備することを基本として、目標値を定めました。

(2) 保育所等訪問支援

児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することに関する数値目標を設定します。

[数値目標]

●令和5年度において、保育所等訪問支援を行う事業所数のさらなる整備を目指します。

項目	数値	備考
令和元年度末の保育所等訪問支援を行う事業所数	8 箇所	
[目標値] 令和5年度末の保育所等訪問支援を行う事業所数	10 箇所	

【目標値設定の考え方】

令和元年度までの保育所等訪問支援の事業所数の状況を踏まえ、令和5年度末において、保育所等訪問支援事業所をさらに整備することを基本として、目標値を定めました。

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保に関する数値目標を設定します。

[数値目標]

●令和5年度において、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所のさらなる整備を目指します。

項目	数値	備考
令和元年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	5箇所	
[目標値] 令和5年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	7箇所	

【目標値設定の考え方】

令和元年度までの重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数の状況を踏まえ、令和5年度末において、事業所をさらに整備することを基本として、目標値を定めました。

(4) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保に関する数値目標を設定します。

[数値目標]

●令和5年度において、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所のさらなる整備を目指します。

項目	数値	備考
令和元年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	5箇所	
[目標値] 令和5年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	7箇所	

【目標値設定の考え方】

令和元年度までの重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数の状況を踏まえ、令和5年度末において、事業所をさらに整備することを基本として、目標値を定めました。

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、本市において、保健、医療、福祉その他の関係機関が連携を図るための協議の場の設定に関する数値目標を設定します。

[数値目標]

- 令和5年度末において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の拡充を図ります。

項目	数値	備考
令和元年度における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の数	1	
[目標値] 令和5年度における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の数	2	

【目標値設定の考え方】

医療を要する児童がその心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の関係機関との連絡調整を行うため体制を整備するという考え方に基づいて、目標値として決めました。

(6) 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、本市において、医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置に関する数値目標を設定します。

[数値目標]

●令和5年度末において、医療的ケア児支援のためのコーディネーターを配置します。

項目	数値	備考
[目標値] 令和5年度における医療的ケア児支援のためのコーディネーターの数	1人	

【目標値設定の考え方】

医療を要する児童がその心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の関係機関との連絡調整を行うため体制を整備するという考え方に基づいて、目標値として決めました。

2-5 相談支援体制の充実・強化

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施に関する数値目標を設定します。

[数値目標]

- 令和5年度において、相談支援体制のさらなる整備を目指します。

項目	数値	備考
令和元年度末の障害者相談支援事業を実施する事業所の設置数	4箇所	
[目標値] 令和5年度末の障害者相談支援事業を実施する事業所の設置数	5箇所	

【目標値設定の考え方】

令和元年度までの障害者相談支援事業実施事業所の設置状況を踏まえ、令和5年度末において、障害者相談支援事業実施事業所をさらに整備することを基本として、目標値を定めました。

(2) 地域の相談支援体制の強化

地域の相談支援体制の強化に関する数値目標を設定します。

[数値目標]

- 令和5年度において、相談支援体制のさらなる整備を目指します。

項目	数値	備考
[目標値] 令和5年度の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	20件	
[目標値] 令和5年度の相談支援事業者の人材育成の支援件数	50件	
[目標値] 令和5年度の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	20回	

【目標値設定の考え方】

障害者相談支援事業実施事業所との連携強化を図り、相談支援体制をさらに整備することを基本として、目標値を定めました。

2-6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

障害者総合支援法の具体的内容を理解するため、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用に関する数値目標を設定します。

[数値目標]

●令和5年度において、障害者総合支援法の具体的内容を理解するため、障害福祉サービス等に係る各種研修を活用します。

項目	数値	備考
[目標値] 令和5年度末の障害福祉サービス等 に係る各種研修への職員参加人数	10人	

【目標値設定の考え方】

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本として、目標値を定めました。

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制に関する目標を設定します。

[数値目標]

●令和5年度において、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築します。

項目	数値	備考
[目標値] 令和5年度末の障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を共有する体制	有	
[目標値] 令和5年度末の障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有を実施する回数	1回/年	

【目標値設定の考え方】

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本として、目標値を定めました。

3 障害福祉サービス・相談支援等

3-1 訪問系サービス

【事業概要】

訪問系サービスは、ホームヘルパー等が障害者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うもので、障害者の地域での自立した生活を支える上で不可欠なサービスです。

【利用実績】

区 分		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	第 5 期計画 見込値	1,015	222,690	1,087	238,487	1,163	255,161
	実績値	961	211,969	969	227,322	977	243,787
	進捗率 (%)	94.7	95.2	89.1	95.3	84.0	95.5

(注) 通院等乗降介助の利用時間は除いています。

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びを踏まえ、必要な量の見込みを定めました。

区 分		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	第 6 期計画 見込値	987	260,852	997	279,112	1,007	298,650

【見込量確保のための方策】

施設入所から地域生活への移行が進むにつれて、訪問系サービスの重要性が増すため、関係機関との連携を図りながら、提供体制の充実を目指します。

3-2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

【事業概要】

生活介護は、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	695	162,630	700	163,800	705	164,970
実績値	676	156,226	702	161,617	729	167,194
進捗率 (%)	97.3	96.1	100.3	98.7	103.4	101.3

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びと、特別支援学校の卒業生数等を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 6 期計画 見込値	758	173,045	788	179,102	820	185,371

【見込量確保のための方策】

常時介護を必要とする人の増加に対応できるよう、関係機関との連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

(2) 自立訓練（機能訓練）

【事業概要】

自立訓練（機能訓練）は、身体障害者が身体機能・生活能力の維持・向上等のために必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の支援を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	1	250	1	250	1	250
実績値	1	269	1	158	1	93
進捗率 (%)	100.0	107.6	100.0	63.2	100.0	37.2

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びを勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 6 期計画 見込値	1	93	1	93	1	93

【見込量確保のための方策】

入所施設・病院から地域生活への移行が円滑に行われるために必要なサービスであることから、関係機関との連携を図りながら、長期的な視点に立って、提供体制の確保に努めます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

【事業概要】

自立訓練（生活訓練）は、知的障害者や精神障害者が入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	48	6,480	50	6,750	54	7,290
実績値	43	6,874	39	5,998	35	5,234
進捗率 (%)	89.6	106.1	78.0	88.9	64.8	71.8

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びと特別支援学校の卒業生数等を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 6 期計画 見込値	36	5,495	37	5,770	38	6,058

【見込量確保のための方策】

入所施設・病院を退所・退院した人などの生活能力の維持・向上のため、関係機関との連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

(4) 就労移行支援

【事業概要】

就労移行支援は、企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	115	16,100	120	16,800	125	17,500
実績値	64	7,831	70	8,342	77	8,886
進捗率 (%)	55.7	48.6	58.3	49.7	61.6	50.8

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びと特別支援学校の卒業生数等を勘案して、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 6 期計画 見込値	85	9,241	94	9,611	103	9,995

【見込量確保のための方策】

障害者の就労意向に応えられるよう、情報提供や相談支援を充実し提供体制の確保に努めます。

また、一般就労につながるよう、関係機関との連携を強化します。

(5) 就労継続支援（A型）

【事業概要】

就労継続支援（A型）は、雇用契約等に基づいて、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	190	45,600	200	48,000	210	50,400
実績値	218	39,095	240	45,857	264	53,789
進捗率（%）	114.7	85.7	120.0	95.5	125.7	106.7

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びとサービス事業所の利用定員を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 6 期計画 見込値	290	62,933	319	73,632	351	86,149

【見込量確保のための方策】

企業等に就労することが困難な人の就労意向に応えられるよう、関係機関との連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

(6) 就労継続支援 (B型)

【事業概要】

就労継続支援 (B型) は、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	465	88,350	475	90,250	485	92,150
実績値	519	95,096	528	96,117	537	97,149
進捗率 (%)	111.6	107.6	111.2	106.5	110.7	105.4

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びを勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 6 期計画 見込値	548	98,120	559	99,101	570	100,092

【見込量確保のための方策】

就労継続支援 (A型) よりニーズが高いため、企業等に就労することが困難な人の就労意向に応えられるよう、地域活動支援センター等からの移行などにより、提供体制の確保に努めます。

(7) 就労定着支援

【事業概要】

就労定着支援は、就労支援を受けて一般就労した障害者に、一定期間、就職した事業所での就労の継続を図るために、事業主や関係機関との連絡調整等を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	2	5	7
実績値	7	11	17
進捗率 (%)	350.0	220.0	242.9

【必要な量の見込み】

就労移行支援又は就労継続支援の利用者のうち、一般就労した者の人数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 6 期計画 見込値	20	24	29

【見込量確保のための方策】

一般就労した障害者が継続して就労できるよう、提供体制の確保に努めます。

(8) 療養介護

【事業概要】

療養介護は、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	75	78	81
実績値	78	78	78
進捗率 (%)	104.0	100.0	96.3

【必要な量の見込み】

現在の利用者数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 6 期計画 見込値	80	82	84

【見込量確保のための方策】

医療と常時介護を必要とする人のニーズに応えられるよう、関係機関との連携を図りながら、利用者の必要なサービスの確保に努めます。

(9) 短期入所

【事業概要】

短期入所は、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	161	6,591	166	6,805	171	7,020
実績値	188	5,830	181	5,897	176	5,979
進捗率 (%)	116.8	88.5	109.0	86.7	102.9	85.2

【必要な量の見込み】

利用者数の状況や施設退所者数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 6 期計画 見込値	176	6,069	178	6,160	180	6,252

【見込量確保のための方策】

利用者が必要とする際に利用できるよう、関係機関との連携を図りながら、提供体制の充実を目指します。

3-3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

【事業概要】

施設入所支援又は共同生活援助を利用していた障害者等が、自立した生活を営む上で定期的な巡回訪問や通報により、相談や必要な情報の提供等の支援を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	1	2	3
実績値	0	0	0
進捗率 (%)	0.0	0.0	0.0

【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 6 期計画 見込値	1	2	3

【見込量確保のための方策】

入所施設やグループホームからの退所者等の一人暮らしを支援し、地域生活の援助を行い安定した生活が送れるよう、利用促進を図ります。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

【事業概要】

共同生活援助は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護や相談、日常生活上の援助を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	128	133	138
実績値	144	154	165
進捗率 (%)	112.5	115.8	119.6

【必要な量の見込み】

地域移行者数と特別支援学校の卒業生数、施設退所者数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 6 期計画 見込値	177	189	202

【見込量確保のための方策】

入所施設・病院から地域生活への移行を進めるため、関係機関との連携を図りながら、地域における居住の場としてのグループホーム等の充実に努めます。

(3) 施設入所支援

【事業概要】

施設入所支援は、施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	380	378	376
実績値	391	400	409
進捗率 (%)	102.9	105.8	108.8

【必要な量の見込み】

地域移行者数と特別支援学校の卒業生数、新たな入所見込者数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 6 期計画 見込値	404	399	393

【見込量確保のための方策】

障害者の地域生活へ移行を進める中で、グループホームで対応が困難な人の受け入れ施設として、関係機関との連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

(4) 宿泊型自立訓練

【事業概要】

宿泊型自立訓練は、知的障害者や精神障害者の居宅の場を提供し、帰宅後における家事等の維持・向上のための訓練等を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	46	9,752	48	10,176	50	10,600
実績値	38	8,605	39	8,738	42	8,869
進捗率 (%)	82.6	88.2	81.3	85.9	84.0	83.7

【必要な量の見込み】

現在の利用者数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 6 期計画 見込値	44	9,002	46	9,137	48	9,274

【見込量確保のための方策】

病院等を退院した人などの生活能力の維持・向上のため、関係機関との連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

3-4 地域生活支援拠点等

【事業概要】

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。本市では令和2年度に徳島市地域生活支援拠点事業として整備を行いました。

【必要な量の見込み】

引き続き地域生活支援拠点を整備し、継続的に運用状況の検証及び検討を行うため、検証・検討の実施回数を定めました。

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	拠点数	運用状況の検証及び検討の実施回数	拠点数	運用状況の検証及び検討の実施回数	拠点数	運用状況の検証及び検討の実施回数
第6期計画見込値	1	2	1	2	1	2

【見込量確保のための方策】

地域生活支援拠点等の整備後も地域のニーズ・課題に 대응されているか、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討を行う必要があるという考えに基づき、障害者自立支援協議会や地域生活支援拠点等検討部会で検証・検討を行います。

3-5 相談支援

(1) 計画相談支援

【事業概要】

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者又は障害児に、利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	1,860	1,890	1,920
実績値	2,142	2,237	2,336
進捗率 (%)	115.2	118.4	121.7

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びを勘案し、必要な見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 6 期計画 見込値	2,441	2,551	2,666

【見込量確保のための方策】

障害者に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなどの体制整備の推進を図ります。

相談支援事業所等との連携・調整を行い、効果的な相談支援が可能となるよう努めます。

(2) 地域移行支援

【事業概要】

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	2	3	4
実績値	2	1	1
進捗率 (%)	100.0	33.3	25.0

【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 6 期計画 見込値	2	3	4

【見込量確保のための方策】

医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、利用促進を図ります。

(3) 地域定着支援

【事業概要】

居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	1	2	3
実績値	1	2	4
進捗率 (%)	100.0	100.0	133.3

【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 6 期計画 見込値	6	7	8

【見込量確保のための方策】

関係機関との連携を図りながら、単身の障害者や同居している家族による支援を受けられない障害者の地域生活への定着を支援します。

4 障害児通所支援等

4-1 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

【事業概要】

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活の適応訓練等を行う事業です。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	551	36,366	573	37,818	596	39,336
実績値	575	36,470	609	38,678	645	41,020
進捗率 (%)	104.4	100.3	106.3	102.3	108.2	104.3

【必要な量の見込み】

今後も引き続き、利用者が増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 6 期計画 見込値	684	43,481	725	46,090	769	48,855

【見込量確保のための方策】

関係機関による早期発達支援の取り組みにより、発達障害児の利用の増加が見込まれる中、関係機関と連携して、障害児の状態に応じた受け入れ体制とサービスの確保に努めます。

(2) 医療型児童発達支援

【事業概要】

肢体不自由児を対象に、医療機関において、児童発達支援及び治療を行う事業です。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	0	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0	0	0	0
進捗率 (%)	0	0	0	0	0	0

【必要な量の見込み】

指定事業所数の状況を踏まえ、見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 6 期計画 見込値	0	0	0	0	0	0

【見込量確保のための方策】

現状の指定事業所数を鑑み、関係機関との連携を図りながら、肢体不自由児の受け入れ体制とサービスの確保に努めます。

(3) 放課後等デイサービス

【事業概要】

小学生・中学生・高校生を対象に、授業の終了後や長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	714	85,680	749	89,880	787	94,440
実績値	834	105,607	918	116,864	1,010	129,321
進捗率 (%)	116.8	123.3	122.6	130.0	128.3	136.9

【必要な量の見込み】

児童発達支援からの移行等により、今後も利用者が増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 6 期計画 見込値	1,111	143,546	1,222	159,336	1,344	176,863

【見込量確保のための方策】

障害児の利用の増加が見込まれる中、関係機関と連携して、利用の適正化を図り、就学している障害児の状態に応じた受け入れ体制とサービスの確保に努めます。

(4) 保育所等訪問支援

【事業概要】

訪問支援員が障害児の通う保育所等（保育所・幼稚園など）を訪問し、障害児の保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	74	266	79	284	84	302
実績値	117	366	167	448	238	548
進捗率 (%)	158.1	137.6	211.4	157.7	283.3	181.5

【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 6 期計画 見込値	309	630	402	725	523	834

【見込量確保のための方策】

関係機関との連携を図りながら、障害児の保育所等の安定した利用等を促進します。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

【事業概要】

重度の障害児で外出することが困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のため訓練等を行う事業です。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 5 期計画 見込値	3	180	5	300	7	420
実績値	0	0	0	0	0	0
進捗率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第 6 期計画 見込値	1	60	2	120	3	180

【見込量確保のための方策】

関係機関との連携を図りながら、重度障害児の状態に応じた受け入れ体制とサービスの確保に努めます。

(6) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【事業概要】

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、総合的かつ包括的な支援の提供を行います。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	配置人数	配置人数	配置人数
第 5 期計画 見込値	0	0	1
実績値	0	0	0
進捗率 (%)	0.0	0.0	0.0

【必要な量の見込み】

地域における医療的ケア児のニーズを勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	配置人数	配置人数	配置人数
第 6 期計画 見込値	0	0	1

【見込量確保のための方策】

多分野にまたがる支援の利用調整や協議の場における地域課題の整理、地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

4-2 障害児相談支援

【事業概要】

障害児の利用するサービスの内容等を定めた利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うサービスです。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	1,210	1,272	1,337
実績値	1,422	1,530	1,646
進捗率 (%)	117.5	120.3	123.1

【必要な量の見込み】

今後も引き続き、利用者が増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 6 期計画 見込値	1,778	1,920	2,074

【見込量確保のための方策】

障害児に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなどの体制整備の推進を図ります。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

5-1 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

【事業概要】

精神障害者が、地域の一員として安心して暮らすことができるように、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるために、地域での保健、医療及び福祉関係者による協議を行います。

【必要な量の見込み】

支援体制を構築するために必要な協議の場の開催回数の見込みを定めました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	開催回数	開催回数	開催回数
第6期計画 見込値	2	2	2

【見込量確保のための方策】

保健、医療、福祉等関係者と連携を図り、定期的な開催に努めます。

(2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

【事業概要】

精神障害者が、地域の一員として安心して暮らすことができるように、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるために、地域での保健、医療及び福祉関係者による協議を行います。

【必要な量の見込み】

支援体制を構築するために必要となる保健、医療及び福祉関係者の参加者数の見込みを定めました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	参加者数（延べ）	参加者数（延べ）	参加者数（延べ）
第6期計画 見込値	32	32	32

【見込量確保のための方策】

保健・医療・福祉等の関係機関と連携を図り、関係機関へ参加を要請します。

(3) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

【事業概要】

精神障害者が、地域の一員として安心して暮らすことができるように、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるために、地域での保健、医療及び福祉関係者による協議を行います。

【必要な量の見込み】

支援体制を構築するために必要となる目標設定と評価の実施回数の見込みを定めました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	目標設定及び 評価の実施回数	目標設定及び 評価の実施回数	目標設定及び 評価の実施回数
第6期計画 見込値	2	2	2

【見込量確保のための方策】

関係機関と連携を図り、適正な目標設定に努め、目標の達成度について評価します。

5-2 精神障害者に係る居住系サービス等

(1) 精神障害者の地域移行支援

【事業概要】

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行うサービスです。

【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第6期計画 見込値	2	3	4

【見込量確保のための方策】

医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、利用促進を図ります。

(2) 精神障害者の地域定着支援

【事業概要】

居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行うサービスです。

【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第6期計画 見込値	3	4	5

【見込量確保のための方策】

関係機関との連携を図りながら、単身の障害者や同居している家族による支援を受けられない障害者の地域生活への定着を支援します。

(3) 精神障害者の共同生活援助

【事業概要】

共同生活援助は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護や相談、日常生活上の援助を行うサービスです。

【必要な量の見込み】

地域移行者数と特別支援学校の卒業生数、施設退所者数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第6期計画 見込値	60	63	65

【見込量確保のための方策】

入所施設・病院から地域生活への移行を進めるため、関係機関との連携を図りながら、地域における居住の場としてのグループホーム等の充実に努めます。

(4) 精神障害者の自立生活援助

【事業概要】

施設入所支援又は共同生活援助を利用していた障害者等が、自立した生活を営む上で定期的な巡回訪問や通報により、相談や必要な情報の提供等の支援を行うサービスです。

【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第6期計画 見込値	1	2	3

【見込量確保のための方策】

入所施設やグループホームからの退所者等の一人暮らしを支援し、地域生活の援助を行い安定した生活が送れるよう、利用促進を図ります。

6 地域生活支援事業

6-1 必須事業

(1) 理解促進・啓発事業

【事業概要】

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。

【事業実施の見込み】

今後も、事業を継続的に実施するとの考え方にに基づき、見込みを定めました。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画 見込	実施の有無	有	有	有

【事業実施のための方策】

これまで実施している、事業所訪問やイベント開催の充実を図るとともに、参加人数の増加に向け、事業内容の周知に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

【事業概要】

障害者（主に聴覚障害者や視覚障害者）が災害時に避難補助や支援を受けやすくするために、ビブスを配布し、地域での防災訓練等に使用するなど、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

【事業実施の見込み】

事業を継続的に実施するとの考え方にに基づき、見込みを定めました。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画 見込	実施の有無	有	有	有

【事業実施のための方策】

障害者団体、各種ボランティア活動団体等と連携するとともに、事業内容の周知に努めます。

(3) 相談支援事業

【事業概要】

相談支援事業は、障害者や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援や障害者の権利擁護のために必要な援助を行います。

【利用実績】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所数	4	4	4
障害者自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

【必要な量の見込み】

現体制を段階的に強化するとの考え方にに基づき、実施箇所数の見込みを定めました。

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所数	4	4	5
障害者自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

きめ細かな対応ができるよう、相談支援事業者の職員の資質向上や専門性・継続性が図られる体制の構築に努めます。

また、相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場である徳島市障害者自立支援協議会の充実を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

【事業概要】

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用に要する費用の補助を行います。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	7	8	9
実績値	9	11	11
進捗率 (%)	128.6	137.5	122.2

【必要な量の見込み】

事業を継続的に実施するとの考え方にに基づき、見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 6 期計画 見込値	12	13	14

【見込量確保のための方策】

障害者の権利利益の擁護に資するため、関係機関と連携するとともに、事業内容の周知に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【事業概要】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援します。

【事業実施の見込み】

事業を継続的に実施するとの考え方にに基づき、見込みを定めました。

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
第 6 期計画 見込	実施の有無	有	有	有

【事業実施のための方策】

障害者の権利利益の擁護に資するため、関係機関と連携するとともに、事業内容の周知に努めます。

(6) 手話奉仕員養成研修事業

【事業概要】

手話奉仕員養成研修事業は、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	受講者数	受講者数	受講者数
第 5 期計画 見込値	30	30	30
実績値	10	27	15
進捗率 (%)	33.3	90.0	50.0

【必要な量の見込み】

受講者実績等を勘案し、受講者数の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	受講者数	受講者数	受講者数
第 6 期計画 見込値	30	30	30

【見込量確保のための方策】

奉仕員の養成が障害者の社会参加の促進につながるため、継続して実施します。

(7) 意思疎通支援事業

【事業概要】

意思疎通支援事業は、聴覚障害により、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う人の派遣などを行う事業です。

【利用実績】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		設置者数	設置者数	設置者数
手話通訳者設置 事業	第 5 期計画 見込値	2	2	2
	実績値	2	2	2
	進捗率 (%)	100.0	100.0	100.0

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		利用件数	利用件数	利用件数
手話通訳者・要 約筆記者派遣事 業	第 5 期計画 見込値	480	500	520
	実績値	506	435	391
	進捗率 (%)	105.4	87.0	75.2

【必要な量の見込み】

手話通訳者設置事業については、現体制の2名を維持します。

また、手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業については、利用実績を勘案し、利用者数の見込みを定めました。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		設置者数	設置者数	設置者数
手話通訳者設置事業	第6期計画見込値	2	2	2

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用件数	利用件数	利用件数
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	第6期計画見込値	450	480	500

【見込量確保のための方策】

聴覚障害者の意思疎通を支援するため、関係機関と連携を図りながら手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣事業を推進します。

(8) 日常生活用具給付等事業

【事業概要】

日常生活用具給付等事業は、重度障害者等に対し、介護・訓練支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う事業です。

【利用実績】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		給付件数	給付件数	給付件数
介護・訓練支援用具	第 5 期計画見込値	11	12	13
	実績値	11	12	26
	進捗率(%)	100.0	100.0	200.0
自立生活支援用具	第 5 期計画見込値	39	40	41
	実績値	31	41	18
	進捗率(%)	79.5	102.5	43.9
在宅療養等支援用具	第 5 期計画見込値	28	29	30
	実績値	24	15	24
	進捗率(%)	85.7	51.7	80.0
情報・意思疎通支援用具	第 5 期計画見込値	103	104	105
	実績値	150	152	156
	進捗率(%)	145.6	146.2	148.6
排泄管理支援用具	第 5 期計画見込値	6,987	7,126	7,268
	実績値	6,415	6,552	6,858
	進捗率(%)	91.8	91.9	94.4
住宅改修費	第 5 期計画見込値	10	10	10
	実績値	2	6	6
	進捗率(%)	20.0	60.0	60.0

【必要な量の見込み】

利用実績を勘案し、給付件数の見込みを定めました。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		給付件数	給付件数	給付件数
介護・訓練支援用具	第6期計画見込値	16	17	18
自立生活支援用具	第6期計画見込値	30	31	32
在宅療養等支援用具	第6期計画見込値	21	22	23
情報・意思疎通支援用具	第6期計画見込値	152	153	154
排泄管理支援用具	第6期計画見込値	6,974	7,093	7,213
住宅改修費	第6期計画見込値	10	10	10

【見込量確保のための方策】

障害者の日常生活の便宜を図るため、事業の周知に努めます。

(9) 移動支援事業

【事業概要】

移動支援事業は、屋外で移動が困難な障害者に対して、外出のための支援を行う事業です。

【利用実績】

区 分		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		利用者数	延利用時間	利用者数	延利用時間	利用者数	延利用時間
移動支援事業 (個別支援型)	第 5 期計画 見込値	507	55,836	530	57,064	554	58,319
	実績値	509	61,632	557	66,441	592	71,757
	進捗率(%)	100.4	110.4	105.1	116.4	106.9	123.0
移動支援事業 (車両移送型)	第 5 期計画 見込値	32	1,888	32	1,888	32	1,888
	実績値	28	1,186	24	902	27	1,038
	進捗率(%)	87.5	62.8	75.0	47.8	84.4	55.0

【必要な量の見込み】

利用実績を勘案し、利用者数及び利用時間数の見込みを定めました。

区 分		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		利用者数	延利用時間	利用者数	延利用時間	利用者数	延利用時間
移動支援事業 (個別支援型)	第 6 期計画 見込値	651	77,498	716	83,698	788	90,394
移動支援事業 (車両移送型)	第 6 期計画 見込値	32	1,038	32	1,038	32	1,038

【見込量確保のための方策】

個別支援型については、今後、増加が予想される需要に対応できるよう、サービスを提供する契約事業所の確保やヘルパーの質の向上に努めます。

また、車両移送型については、引き続き事業者へ委託し実施します。

(10) 地域活動支援センター事業

【事業概要】

地域活動支援センター事業は、障害者が通所し、創作的活動、生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る事業です。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
第 5 期計画 見込値	10	280	11	300	12	315
実績値	10	222	10	283	10	283
進捗率 (%)	100.0	79.3	90.9	94.3	83.3	89.8

【必要な量の見込み】

障害者地域共同作業所からの移行等を踏まえ、実施箇所数及び利用者数の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
第 6 期計画 見込値	10	300	10	310	10	320

【見込量確保のための方策】

現在の障害者地域共同作業所に対し、障害者の日中活動の場としてより安定的な運営が図られるよう、地域活動支援センターへの移行を促進します。

6-2 任意事業

(1) 福祉ホーム事業

【事業概要】

福祉ホーム事業は、住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに日常生活に必要な支援を行う事業です。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	8	8	8
実績値	6	6	6
進捗率 (%)	75.0	75.0	75.0

【必要な量の見込み】

利用実績、現施設の定員を勘案し、利用者数の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 6 期計画 見込値	8	8	8

【見込量確保のための方策】

障害者の地域生活を支援するため、継続して実施します。

(2) 日中一時支援事業

【事業概要】

日中一時支援事業は、障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護している家族の一時的な休息等を目的として行う事業です。

【利用実績】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		実施回数	実施回数	実施回数
利用時間が 4 時間未満	第 5 期計画 見込値	1,210	1,400	1,620
	実績値	1,302	1,257	1,280
	進捗率(%)	107.6	89.8	79.0
利用時間が 4～8 時間未満	第 5 期計画 見込値	200	190	180
	実績値	207	181	194
	進捗率(%)	103.5	95.3	107.8
利用時間が 8 時間以上	第 5 期計画 見込値	22	20	18
	実績値	23	22	22
	進捗率(%)	104.5	110.0	122.2

【必要な量の見込み】

利用実績を勘案し、実施回数の見込みを定めました。

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
		実施回数	実施回数	実施回数
利用時間が 4 時間未満	第 6 期計画 見込値	1,300	1,300	1,300
利用時間が 4～8 時間未満	第 6 期計画 見込値	200	200	200
利用時間が 8 時間以上	第 6 期計画 見込値	22	22	22

【見込量確保のための方策】

障害者の日中活動の場の確保を図るため、継続して実施していくとともに、サービスの確保に努めます。

(3) 訪問入浴サービス事業

【事業概要】

訪問入浴サービス事業は、看護師や介護職員等が身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う事業です。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	10	10	10
実績値	6	8	9
進捗率 (%)	60.0	80.0	90.0

【必要な量の見込み】

利用実績を勘案し、利用者数の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 6 期計画 見込値	10	10	10

【見込量確保のための方策】

身体障害者の身体の清潔保持、心身機能の維持などを図り、日常生活の支援及び福祉の増進を図るため、継続して実施していくとともに、サービスの確保に努めます。

(4) 障害者スポーツ大会

【事業概要】

障害者スポーツ大会は、障害者がスポーツを通じて健康増進と社会参加を促進するとともに、あわせて市民相互の交流を深めることを目的として開催する事業です。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	参加者数	参加者数	参加者数
第 5 期計画 見込値	350	380	400
実績値	260	250	0
進捗率 (%)	74.3	65.8	0.0

(注) 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため開催中止。

【必要な量の見込み】

参加者実績を勘案し、参加者数の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	参加者数	参加者数	参加者数
第 6 期計画 見込値	300	330	350

【見込量確保のための方策】

障害者の健康増進と社会参加を促進するため継続して開催します。また、事業内容の周知に努めるとともに、障害者が参加しやすいよう競技種目にも配慮します。

(5) 福祉展

【事業概要】

福祉展は、障害者の芸術・文化活動を振興し、あわせて市民相互の交流を深めることを目的として開催する事業です。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	参加施設数	参加施設数	参加施設数
第 5 期計画 見込値	24	25	26
実績値	21	18	0
進捗率 (%)	87.5	72.0	0.0

(注) 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため開催中止。

【必要な量の見込み】

参加施設実績を勘案し、参加施設数の見込みを定めました。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	参加施設数	参加施設数	参加施設数
第 6 期計画 見込値	19	20	21

【見込量確保のための方策】

障害者の社会参加を促進するため継続して開催します。また、参加施設の拡大に努めます。

(6) 自動車改造助成事業

【事業概要】

自動車改造助成事業は、自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

【利用実績】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		利用者数	利用者数	利用者数
自動車改造助成事業	第 5 期計画見込値	7	7	7
	実績値	3	2	4
	進捗率(%)	42.9	28.6	57.1

【必要な量の見込み】

利用実績を勘案し、利用者数の見込みを定めました。

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
		利用者数	利用者数	利用者数
自動車改造助成事業	第 6 期計画見込値	4	4	4

【見込量確保のための方策】

障害者の社会参加を促進するため、継続して実施します。

(7) 障害者虐待防止対策支援事業

【事業概要】

障害者虐待防止センターを設置し、24時間体制で受付し、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援や関係機関等の協力体制の構築を行う事業です。

【利用実績】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 5 期計画 見込値	80	80	80
実績値	99	53	50
進捗率 (%)	123.8	66.3	62.5

【必要な量の見込み】

これまでの相談・通報件数を勘案し、見込みを定めました。

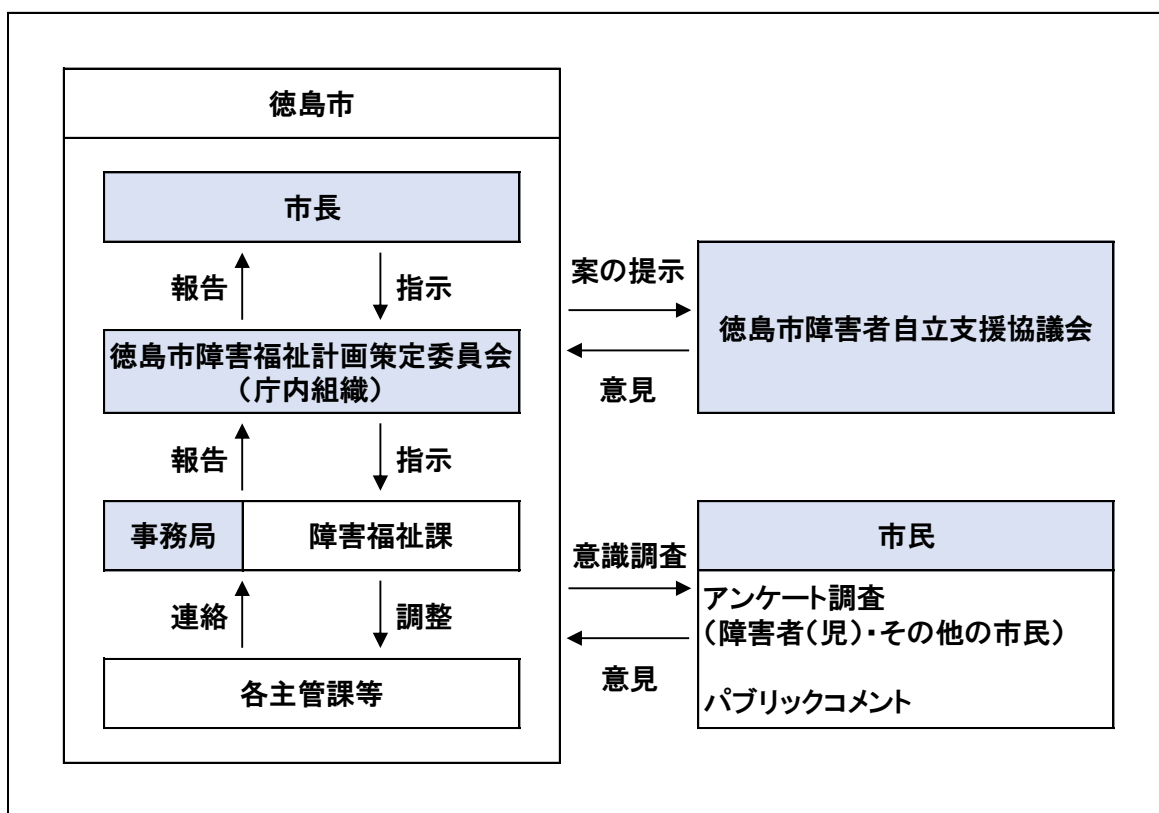
区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第 6 期計画 見込値	50	60	70

【見込量確保のための方策】

障害者の権利利益の擁護に資するため、事業の周知に努めます。

第3章 資料編

1 策定体制



2 策定経過

◆策定委員会

区 分	日程・議題
第 1 回	令和2年7月9日（書面開催） ・ 徳島市障害福祉計画策定の趣旨と今後の取組等について ・ 市民アンケート調査の実施について
第 2 回	令和2年10月26日 ・ 計画の素案について
第 3 回	令和3年2月8日 ・ パブリックコメントの結果について ・ 計画案について

◆自立支援協議会（計画策定に係る開催のみ）

区 分	日程・議題
第 1 回	令和2年11月4日 ・ 計画の素案について
第 2 回	令和3年2月15日 ・ パブリックコメントの結果について ・ 計画案について

◆アンケート調査

区 分	日 程 等
期 間	令和2年7月31日～8月24日
対 象 者	障害者手帳（身体・療育・精神）所持者または障害児通所支援等（児童）利用者、その他の市民

◆パブリックコメント

区 分	日程・議題
実施期間	令和2年12月16日～令和3年1月15日

3 徳島市障害福祉計画策定委員会

3-1 設置要綱

徳島市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 徳島市障害福祉計画(第6期)を策定するための庁内組織として、徳島市障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の実態やニーズの把握に関すること
- (2) 徳島市障害福祉計画の策定に関すること

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 副会長は、福祉事務所長をもって充てる。
- 4 委員は、別に掲げる部等の副部長級をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、委員会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故が発生したとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、委員会に専門的事項を処理するための部会を設置することができる。

- 2 部会は、会長が選任する委員をもって構成し、委員会の指示を受け調査研究する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、保健福祉部障害福祉課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

別掲(第3条関係)

徳島市障害福祉計画策定委員会

企画政策局、総務部、財政部、市民環境部、保健福祉部、経済部、都市整備部、土木部、危機管理局、消防局、会計管理者、教育委員会、上下水道局、交通局、病院局

3-2 委員名簿

徳島市障害福祉計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	職名
会長	鈴田善美	保健福祉部長兼理事
副会長	大谷道徳	福祉事務所長兼生活福祉第一課長事務取扱
委員	山尾士朗	保健福祉部副部長兼保健福祉政策課長事務取扱兼社会福祉センター館長
委員	浦聡明	企画政策局次長兼企画政策課長事務取扱
委員	武田吉史	総務部副部長兼行政管理総室長兼総務課長事務取扱
委員	加藤誠治	財政部副部長兼財政課長事務取扱
委員	藤田稔夫	税務事務所長兼納税課長事務取扱
委員	大久保達人	市民環境部副部長兼環境保全課長事務取扱
委員	八幡建志	市民環境部副部長兼人権推進課長事務取扱
委員	青木啓二	経済部副部長兼経済政策課長事務取扱
委員	竹原義典	経済部副部長兼農林水産課長事務取扱
委員	谷哲也	都市整備部副部長兼都市政策課長事務取扱
委員	有本正博	都市整備部副部長兼住宅課長事務取扱
委員	北岡武	土木部副部長兼道路維持課長事務取扱
委員	中野和宏	危機管理局次長兼危機管理課長事務取扱
委員	平井勝	消防局次長
委員	桐本雅史	消防局次長兼東消防署長
委員	西山浩市	会計管理者兼会計課長事務取扱
委員	井上圭三	教育次長
委員	藤井速資	教育次長
委員	佐々木健夫	上下水道局次長兼総務課長事務取扱
委員	川原正樹	交通局次長兼総務課長事務取扱都市整備部付参事併任
委員	須藤浩三	病院局次長兼市民病院事務部事務長兼務

4 徳島市障害者自立支援協議会

4-1 設置要綱

徳島市障害者自立支援協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、徳島市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議と課題の情報共有に関すること
- (2) 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整に関すること
- (3) 地域の障害者等への支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善にむけた協議に関すること
- (4) 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価に関すること
- (5) 権利擁護に関すること
- (6) 徳島市障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言に関すること
- (7) 前6号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 障害者関係団体関係者
 - (2) 雇用・就労関係者
 - (3) 保健・医療・教育・福祉関係者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 2 協議会に会長及び副会長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた時には、その職務を代理する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、協議会の設置年度については、協議会の設置された日からその年度を経過後2年とする。

- 2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会は、概ね年2回開催する。
- 4 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(定例会)

第6条 協議会は、協議会の下に、定例会を設置し、概ね月1回開催する。

- 2 定例会は、地域の関係機関相互の情報共有を図るとともに、事例に基づく課題の検討及び背景となる地域の課題について協議する。
- 3 定例会は、第3条第1項各号に掲げる者、委託相談支援事業者及び保健福祉部障害福祉課の職員で組織する。

(運営会)

第7条 協議会は、協議会の下に、運営会を設置し、概ね月1回開催する。

- 2 運営会は、協議会（定例会、運営会及び専門部会を含む。）の在り方について調査・研究及び協議し、その調査・研究等の状況、成果等について、協議会に報告するものとする。
- 3 運営会は、委託相談支援事業者及び保健福祉部障害福祉課の職員で組織する。

(専門部会)

第8条 協議会は、協議会の下に、第2条各号に規定する所掌事務のうち、特定の事項について調査・研究等を行う必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、その調査・研究等の状況、成果等について、協議会に報告するものとする。

(守秘義務)

第9条 協議会の関係者は、正当な理由なく協議会上知り得た個人に関する秘密を漏らしてはならない。なお協議会を離れた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

4-2 委員名簿

徳島市障害者自立支援協議会委員名簿

分野	団体・機関名	役職等	氏名	備考
教育関係者	徳島県立徳島視覚支援学校	人権・キャリア 教育課長	渡 邊 珠 子	会長
障害者団体	徳島市身体障害者連合会	理事長	林 徳太郎	
	徳島市手をつなぐ親の会	理事長	糸 林 代々木	
	徳島市精神保健福祉会	会長	神 田 隆 子	
医療専門職 関係者	徳島県医療ソーシャルワ ーカー協会	監事	富 永 誠 記	
	徳島県精神保健福祉士協会	会長	黒 下 良 一	
雇用促進 関係者	徳島障害者職業センター	所長	藤 村 真 樹	
	障害者就業・生活支援セン ターわーくわく	主任	三 並 竜 人	
入所施設	障害者支援施設 希望の郷	施設長	井 後 浩 二	
権利擁護	徳島県社会福祉士会	ばあとなあ徳島 委員	森 田 雅 巳	
相談支援	徳島県相談支援専門員協会	代表	堀 本 孝 博	
福祉行政 関係者	徳島県東部保健福祉局	係長	辻 輝 美	
	徳島県精神保健福祉センタ ー	次長	山 本 宏 美	
	徳島県中央こども女性相談 センター	課長補佐	遠 藤 朋 子	
	徳島県発達障がい者総合支 援センター	所長	田 尾 智 子	
	徳島県障がい者相談支援セ ンター	所長	佐々木 満	副会長
高齢者福祉 関係者	徳島市地域包括支援センタ ー	管理者	管 惣 美津子	
社会福祉 関係者	徳島市社会福祉協議会	事務局次長	木 村 泰 之	
関係各課	教育委員会教育研究所	指導主事	遠 藤 早 苗	
	子育て支援課	係長	武 市 江里子	

5 「徳島市障害福祉計画の見直しに係るアンケート調査」の概要

1 調査目的

障害者(児)の障害の程度や生活の状況、障害者(児)及びその他の市民の意識等を把握し、計画策定や施策推進のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

2 調査対象

- ①障害者手帳（身体・療育・精神）所持者のうち、各 10%程度
- ②障害児通所支援等（児童）利用者のうち、10%程度
- ③住民基本台帳から無作為抽出した 18 歳以上の市民のうち、0.6%程度

3 調査方法

郵送（対象者に調査票と返信用封筒を送付）により実施

4 調査期間

令和 2 年 7 月 31 日～令和 2 年 8 月 24 日

5 回収状況

対象者	送付数	回収数	回収率
障害者手帳（身体・療育・精神）所持者	1,500	660	44.0%
障害児通所支援等（児童）利用者			
その他の市民	1,500	496	33.1%
合計	3,000	1,156	38.5%

※調査期間内に受付したものを集計しています。

徳島市障害福祉計画

発行月：令和3年3月

発行：徳島市

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/>

編集：保健福祉部 障害福祉課

TEL 088-621-5171 FAX 088-621-5300